

8で可決 (保育所再編議案)

—内容—

6月定例会は、保育所条例の改正ほか、報告5件、承認3件、議案6件が提案され、原案どおり可決されました。

6月12日、本会議初日に保育所再編に関する議案が提案され、7時間におよぶ審議内容を追ってみた。

■ 内 容

○現在13ある保育所を5保育所、1分園にする。

○指定管理者制度を導入する。

○保育時間を、原則午前7時30分から午後6時30分までとする。

○休日は、原則国民の祝日・日曜日及び12月29日から翌年1月3日とする。

○指定管理者の指定期間は、指定を受けた翌年度から5年間とする。

○この条例は、公布の日から施行するが、平成21年3月31日までは、保育所は現状のまま存続する。

■ 質 疑

Q もっとわかりやすい短い名前にしてどうか、長い名称にした理由は。

A 今回全ての保育所を廃止し、新



カメラに向かって ハイ、ポーズ 元気いっぱいの児童

たに5保育所、1分園を設置する。そのため、たとえば甲山と宇津戸地区の保育所というところから世羅町立甲山・宇津戸地区保育所とした。これは、慣例に従ったもので、愛称は別に募集したい。

Q 現在の保育所を廃止するまで、1年10ヶ月しかないが、この日を定めた理由は。

A 理由は2つある。
①児童及び保護者の方が途中で施設を変わるケースがでてくる。移行に際しては、とくに児童に精神的な負担を負わせないよう

時間をとった。
②名称など整理すべき問題や、保育サービスの内容を保護者の方と協議するための時間としたい。

Q 保育所を民間に任せると採算性にはしり、保育サービスの低下につながるのか。

A 心配をするところだが、指定管理者制度を導入した他の自治体においては、サービスの低下は確認されていない。業者にとって、サービスを低下させることは、児童の減少につながるから、低下にはつな

がりにくいと考える。

Q 制度の適用になった施設で引き続き職員が働く場合の処遇は。

A 職員が、指定管理者の管理する施設で働く場合、その施設に雇用された職員となる。

Q 制度の適用になった施設を利用する場合、入所の手続きや保育料はどうなるのか。

A 「入所の決定」、「保育料の決定」は、今までどおり町が行う。

Q 廃止対象になった保育所の中には、まだ建設して間がない施設もあるが、統合後はどうなるのか利用方法など住民の理解を得たのちに条例案を提出しては。

A 一定の考え方を示した上で、空

特別企画

7時間の 13対

世羅町立保育所適正配置委員会の答申を尊重

一提案理由一

就学前児童の減少や保育所における通所児童の偏在化及び保護者の多様なニーズに対応するため再編したい。



き施設については、1年9ヶ月の間に地域の方と十分な協議をしていく中で考えていきたい。

Q 子どもたちのことを考えれば、改正も致し方ないが、周辺部に目をむけた方が必要ではないか。

A 送迎など周辺部を中心に大きな課題があることは承知している。しかし、集団保育、長時間保育、未満児保育などニーズに応えながら効率的な運営をしていくには、5保育所1分園の体制はさけられない。今後、保育所単位、保護者会あるいは入所される方々と相談をしながら解決に向けて検討してゆきたい。

Q 今後の幼児教育をどのようにしていくのか決まっていらない状態で、民営化をすすめ、認定子ども園をつくることは、保育所がなくなる

地域の皆さんの理解が得られないのではないかと。教育長は、幼児教育について、今のやり方をどのように感じているのか。



絵本が大好き 読みきかせタイム

A 幼児期の教育は、子どもの将来のベースになる教育だ。私立・公立に関係なく、きちんとしたベ

ースをもつて幼児期の教育にあたっていかなければならないと考える。行財政と幼児期の教育を関連して議論すべきではない。幼稚園誘致、認定こども園については、今後の推移をみながら幼児教育を考えてゆきたい。

Q 自治体の義務として保育の仕事が位置づけられている。民営化をしていくことは、自治体の義務

・責任を後退させることにならないか。

A H17年7月に保育所再編整備の方針を立てて以来、保育行政を放棄する考えで説明をしてきていない。自治体の義務は、いかに保育環境、保育条件を整えるかだと考える。公立の保育所の運営費は事実上廃止され、公立保育所の整備に対する補助も出なくなつた現在、これら

間の参入を考えざるを得ない選択と考える。

Q 住民のための行政なら、今後の説明を議決されてからするのではなく、議決になるまでにすべきと思うが。

A 今議会に、改正条例案を提案している。この議会の中で決定をしていただきたい。改革の道を閉ざすことなく、大胆な世羅町の新しい形での再生は、今を除いてないと考えている。

Q 黄色いチラシはなぜ出たのか。いろいろな要望書も出るし、正常ではないのではないか。

A 正常でないと思う。推測の域を出ない、どういう意図で、何を根拠に出されているかわからない。

だから賛成



● 少子化がすすみ、保育所を除いて、定員割れを起こしている。今後子どもは減っていくと予想されるが、いくら親や保育士が幼児期の保育に情熱をもやし指導しても手の届かない部分がある。ある程度の集団の中で、子ども同士喧嘩をし、仲直りをし、相手を認め、悪かったら謝る。そういった繰り返しの場が成長段階で大事と思う。この改革を、今先送りしたからといって、これ以上よくなる保障はない。避けてとおるべきではない。

● 8年前、町長は当時議員で統合には反対の立場だった。それが財政改革の中で当時とは、逆の政策を出さなければならぬ。悲壮な思いで取り組んでいると思う。廃止される地域の保護者の立場からすればさみしい。がしかし、子どもの

配置委員会の答申

「現行の保育所を5保育所1分園に再配置を付して適当と認めます。

講ずること。

見直す取り組みや保育サービスの質を確保すること。すること。

乱をきたさないよう配慮すること。

一層配慮すること。

と。

ること。



いっぱい体験つみたーい！

立場に立つと適正化の中で育ててやりたい。保育体制の充実した中で育てたい。少子化の中にあっても、競争原理に打ち勝っていくような環境で育ててやりたい。世羅町全体の発展を考え、賛成。

● 周辺部に住む一人として考えてみると、今、保護者が存続の前面にでているが、住民の数からいうと、保護者の方は少数である。保護者の方のおもいも大切に尊重しなければならぬ。町の現状を克服して新たなスタートをするとき、総論賛成各論反対で流されていたのでは再生のみちはたれる。

● 幼児教育は適正化の中でされるべき。統合には通学助成などさまざまな難関があると思うが、保育所適正化委員会の答申など、しっかり踏まえ1年9ヶ月

の期間住民とコンセンサスをとることが大事。

● 今まで、自問自答をしてきたが町を存続させていくために、執行部の出されたものを真摯に受け止めたい。子どもは「金の卵」、「金の卵」を磨くのは我々のつとめ、可決すれば保護者に迷惑をかけるが、現状を踏まえ我々の船頭をまかせた町長に、住民が一体となれるような住民自治組織をつくって、ゆるぎない存続できる町にしてもらいたい。



だから反対



●5月21日に委員会（世羅町立保育所適正配置委員会）の答申が出されたが、まだ執行部のほうで整理があまりされていない。H21年3月の統合は早すぎる。住民が選択した保育所で保育を受ける権利を保障されていると思う。権利を侵害するような廃止は、公立・私立を問わず違法だ。

●保育所再編と幼稚園誘致もある。幼稚園の認定は県が決めることというが、認可にならなければ認定こども園も不可能になる。今、条例を決定すべきでない。住民が理解していかなくて、強引にすすめる事は、今後の行財政・町政の信頼を失うことになる。住民の不安に應えることなく強引にすすめることは問題だ。

世羅町立保育所適正



カメラの前に集まってくれた
次代を担ってくれる 世羅っ子たち

平成19年5月14日付けで諮問のあった
「する保育所再配置計画」については、意見

答申に付する意見

- 児童の減少に歯止めのかかる子育て支援対策を
 - 保育所を子育て支援の拠点とし、子育てのあり方を
 - 保育所再配置に伴う保護者の不安に適切に対応
 - 再配置後の保育士の配置については、保育の混
 - 保育に関わる職員と保護者の信頼関係の醸成に
 - 廃止後の施設は、速やかに活用計画を定めるこ
- なお、今後一層地域の思いに充分配慮して対応す

●住民の立場で考える必要がある。住民への説明が不十分で不安が付きまとう。今回の提案は順序が逆で、住民対話がまず第一と考えて、反対。

●子どものことなのに、財政面を強調されたのが残念。周辺部を盛り上げていく対策がだされない。子どもを増やす努力もないし、大きいことがすべて良いとは思わない。子どもが少ないからということで論議すべきでない。圧倒的多数で賛成する提案でなかったのが残念。急ぐべきでない。

●基本的には賛成だが、町は存続するためには健全であるべき。合併後、職員の定員適正化数値を明らかにしていない。教育・財政を児童福祉と同じところで論じるべきでない。職員の適正化につ



ながら裏づけがないので反対。